

令和4年6月29日  
企画部 財政課  
(入札・検査担当)

### 建設工事請負契約約款等に基づく書類の押印見直しについて

建設工事に係る各種様式のうち、建設工事請負契約約款等に基づく書類への押印を見直したの  
でお知らせします。

なお、建設工事に係るその他の様式、業務委託等については随時、押印廃止の検討を行うこと  
とします。

(記)

#### 1. 改正内容

押印を存続する基本的な考え方を次の通りとし、押印の要否は別紙とする。

- (1) 法令等により、押印が必要なもの  
(例) 契約書
- (2) 真正性の確保が必要なもの  
(例) 入札書、辞退届、請求書
- (3) 相手の権利等に重大な影響があるもの  
(例) 決定通知、承諾書
- (4) 発注者・受注者双方で確認するもの  
(例) 工事打合せ簿、立会書、段階確認書

#### 2. 適用年月日 令和4年7月1日以降に作成する文書から適用する。